

那覇市立認定こども園における避難情報等警戒レベル発令時の対応ガイドライン

1 避難に係る判断基準について

避難に係る判断基準については、以下のとおり本市が発令する「避難情報等警戒レベル」(以下「警戒レベル」という。)とし、【警戒レベル3：高齢者等避難】以上が発令された場合、直ちに避難等を行うこととする。

名称：避難情報等警戒レベル
 発信者：那覇市
 内容：避難情報

こども園の避難判断基準は那覇市が発令するこの「避難情報等警戒レベル」に基づく。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報

警戒レベル相当情報
 発信者：気象台・都道府県
 内容：河川水位や雨の情報

5	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
4	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	氾濫警戒情報 及水害情報	大雨警報
2	注意情報	

判断基準ではないため、注意すること。

2 臨時休園の判断基準について

- 台風の場合：こども園が所在する地域に、暴風警報または那覇市が発令する避難情報等警戒レベル3(高齢者等避難)以上が発令下にある場合
- それ以外の場合：こども園が所在する地域に、那覇市が発令する避難情報等警戒レベル3(高齢者等避難)以上が発令下にある場合

午前 7:30 時点

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難

休園します
 ただし、15時以前に警戒レベルが解除となった場合、かつ園の施設及び周辺の道路状況等の安全が確認された場合は、開園することとし、開園時間等を園から保護者に連絡する。
 (15時1分以降の場合は引き続き休園とする。)

保育中

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難

園児を安全な場所に避難誘導する
 なお、園周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認できた場合は、園児のお迎え時間等について、園から保護者に連絡する。
 園児を保護者に引き渡した後は休園とする。

3. 給食の対応について

	台風時及び台風以外の災害の場合
① 7時30分時点で園の所在する地区が警戒レベル3以上の発令下にある場合	給食提供は行わない ※休園のため
② 7時31分から11時までの間に園の所在する地区が警戒レベル2以下となった場合	給食提供を行う ※メニューを変更することがある
③ 11時1分から12時までの間に園の所在する地区が警戒レベル2以下となった場合	給食提供は行わない ※家庭で済ませてから登園する
④ 保育中に園の所在する地区に警戒レベル3以上高齢者等避難が発令された場合	避難情報警戒レベル発令時刻によって食わずに降園する場合があります。その際、各園から保護者に保育業務支援システム等により連絡する

※警戒レベル2以下に下がった1時間後を目安に保育園は園児の受け入れ体制を整える。

例1) レベル引き下げ9時→10時保育開始 例2) レベル引き下げ11時→12時保育開始

※但し、上記の対応以外に災害発生の状況によって調理場施設の停電や断水、床上浸水等施設の破損等により給食提供ができないことがある。

4. 園と保護者との連絡体制について

本ガイドラインを保護者に周知するとともに、避難場所や緊急時園児の引き渡し方法について書面で保護者と確認する。

臨時休園や避難行動を行う場合、園は、保育業務支援システムや緊急メール等で保護者にお知らせする。

5. 園の被害状況について

被害状況(人的・物的)確認後、園は速やかに第一報を原則メールで、こども教育課まで連絡する。また、災害時情報共有システムにて被害状況の登録を行う。

6. その他

- ① 園は自園が【警戒レベル3：高齢者等避難】以上に該当となるか等、那覇市公式LINE、那覇市公式ホームページ、那覇市公式防災ツイッター(X)・他、テレビトップ等で確認するとともに園の施設や周辺の道路状況等の安全を確認する。
- ② 災害の種類や園施設状況、園周辺の道路状況等を動案の上、避難のため移動を行うか、園において決定する。(小学校併設園においては、小学校と連携すること。)なお、避難場所等への移動の際には、移動経路の被災状況等も確認の上、安全対策を実施する。